

ご説明資料

令和7年3月

大阪IR 区域整備計画の変更について

審査への影響(要求基準)

要求基準8 (反社会勢力の排除)	・<u>IR事業者の名称の変更、IR事業者の役員の変更、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役員等の変更</u>については、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令(令和2年国土交通省令第99号。以下、「省令」という。)第4条における<u>軽微な変更</u>に該当する。 ・<u>IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役員の一部削除</u>については、表現の適正化のための形式的な修正であり、<u>本基準の審査への影響はない</u>。 ・なお、<u>追加される役員については、大阪府警への照会結果に問題がないことが確認できることを前提とする</u>。
要求基準13 (設置運営事業)	・<u>IR事業者の名称の変更</u>については、省令第4条における<u>軽微な変更</u>に該当する。

審査への影響(評価基準)

評価基準1 (全体のコンセプト)	・<u>IR施設の名称の変更</u>については、省令第4条における<u>軽微な変更</u>に該当する。 ・<u>IR事業の名称に係る通称の追加</u>については、「大阪IR」との通称の位置づけを明確化するためのものであり、<u>評価結果への影響はない</u>。
評価基準20 (事業遂行能力)	・<u>IR事業者の名称の変更、IR事業者の役員の変更、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役員等の変更</u>については、省令第4条における<u>軽微な変更</u>に該当する。 ・<u>IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役員の一部削除</u>については、表現の適正化のための形式的な修正であり、<u>評価結果への影響はない</u>。 ・なお、<u>追加される役員については、大阪府警への照会結果に問題がないことが確認できることを前提とする</u>。

大阪IR 区域整備計画の変更について

審議事項

○以上の整理を踏まえた今般の変更に伴う区域整備計画の認定への影響について、下記のとおりとしてよいか。

○要求基準について、不適合となるものはないと考えられる。

○評価基準について、再評価を行うほどの大きな影響はないものと考えられる。

○区域整備計画の変更に当たり、IR整備法令上、大臣認定と変更届出の2つの手続きが存在。下記のとおり整理。

計画変更

パターン1 大臣認定：計画認定時の手続きが必要（自治体の議会議決、関係省庁協議、大臣認定等）

（IR基本方針）

○要求基準を満たさなくなる変更は認められない。IR施設の機能や規模を縮減するような変更、経済的社会的効果を引き下げる変更は、要求基準を満たしていたとしても認められない。

○認定審査の評価結果に影響を及ぼす可能性がある等の場合は審査委員会の意見を聴取し判断。

パターン2 変更届出：国土交通大臣への届け出が必要

（軽微変更として定める事項（国土交通省令））

○所在地の地名変更、役員の氏名変更などの形式変更

○次に掲げる変更であって、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの
・計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

審議事項

○今般の変更は、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断し得るものと考えてよいか。

今般の変更に関する特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解の概要

※追加される役員等の廉潔性について、大阪府警察への照会結果に問題がないことが前提

- 今般の変更内容については、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、要求基準に不適合となる点がなく、かつ、評価基準について再評価を行うほどの影響がないことから、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断する。